

生 企 第 2 4 号
平 成 3 1 年 4 月 2 2 日

生 活 安 全 企 画 課 長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

生活安全部門所管法令に係る新任許可等事務担当者等を対象とした「許可等事務育成サポート」の実施について

これまで、生活安全部門所管法令に係る許可等事務の新任担当者等に対する指導体制については、「生活安全部門所管法令に係る新任許可等事務担当者等を対象とした「許可等事務育成サポート」の実施について」（平成26年3月13日付け青警本生企第777号ほか）に基づき、実施していたものであるが、「青森県警察組織規程等の一部を改正する訓令の制定について」（平成31年2月25日付け警務第436号）が制定されたことに伴い、下記のとおり、所要の整備を行ったことから、周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、本通達の運用をもって廃止する。

記

1 許可等事務育成サポート対象者の指定

許可等事務育成サポート対象者については、本部主管課長が警察署長と協議を行い、指定するものとする。本部主管課長は、指定した許可等事務育成サポート対象者の名簿を、別紙1「許可等事務育成サポート等対象者一覧表」に集約するものとする。

(1) 重点育成サポート対象者

ア 青森警察署、八戸警察署、弘前警察署の3警察署の生活安全課許可担当係に配属された1年目の新任許可等事務担当者

イ 五所川原警察署、黒石警察署、十和田警察署、三沢警察署、むつ警察署の5警察署の生活安全課に配属された1年目の新任専務員

ウ 警察本部主管課長が重点育成サポート対象者に指定した警察署生活安全部門の専務員

(2) 育成サポート対象者

ア 青森警察署、八戸警察署、弘前警察署の3警察署の生活安全課に配属された1年目の新任専務員のうち、重点育成サポート対象者以外の新任専務員(生活安全係、少年女性安全係、保安係)

イ 本部主管課長が育成サポート対象者に指定した警察署生活安全部門の専務員

2 指導体制

指導体制については、警察署長が本部主管課長と協議を行い、原則として警部の階級(同相当職を含む。)にある所属職員の中から指導責任者を指定するとともに、育成対象

者の上位又は同等の階級（同相当職を含む。）にある所属職員の中から指導担当者をそれぞれ指定するものとする。

なお、指導責任者は指導担当者を兼ねることができるものとする。

(1) 指導責任者

指導責任者は、警察署長の指揮を受けて、指導担当者に対して修得すべき項目について適切な指導及び助言を行い、重点育成サポート対象者又育成サポート対象者（以下「育成サポート対象者等」という。）に対する指導を行わせるとともに、自らも育成サポート対象者等に対する指導を行い、その修得状況を都度確認するものとする。

(2) 指導担当者

指導担当者は、指導責任者の指揮を受けて、育成サポート対象者等に対して修得すべき項目について具体的に指導・教養を行うものとする。

3 育成期間

(1) 重点育成サポート対象者

原則として1年間とする。但し、修得状況に応じて指導期間の延長が必要と判断した場合は、指導担当者等は警察署長に対し指導期間の延長を申請できるものとする。延長期間については、1期(四半期)ごとに最大4期(1年間)とする。

(2) 育成サポート対象者

原則として6か月間とする。但し、修得状況に応じて指導期間の延長が必要と判断した場合は、指導担当者は警察署長に対し指導期間の延長を申請できるものとする。延長期間については、1期(四半期)ごとに最大2期(6か月間)とする。

4 修得項目

(1) 大項目

質屋・古物営業、警備業、探偵業、風俗営業、銃砲火薬類の5項目とする。

(2) 小項目

大項目の各手続を区分ごとに分類したものとする。

5 修得要領

(1) 修得項目の選択

ア 重点育成サポート対象者

重点育成サポート対象者は、別記様式第1号(その1)「生活安全部門許可等事務指導記録表(重点育成サポート対象者用)」を作成の上、別添1「重点育成サポート対象者修得項目」（以下「重点修得項目」という。）の中から修得する項目を選択し、別記様式第3号「修得記録簿」（以下「修得記録簿」という。）に各月ごとに修得した内容等を記載する。

イ 育成サポート対象者

育成サポート対象者は、別記様式第2号(その1)「生活安全部門許可等事務指導記録表(育成サポート対象者用)」を作成の上、別添2「育成サポート対象者修得項目」（以下「育成修得項目」という。）の中から修得する項目を選択し、修得記録簿に各月ごとに修得した内容等を記載する。

(2) 修得項目に関する個人評価

育成サポート対象者等は、修得した内容等について下記評価基準に該当する自己評価を記載するものとする。

ア 自己評価A～修得項目について理解することができた。

イ 自己評価B～修得項目について概ね理解することができた。

ウ 自己評価C～修得項目について理解するまで時間を要し、今後も経験を重ねて修得する必要がある。

6 指導要領

(1) 指導担当者

育成サポート対象者等が記載した修得した内容等について確認し、指導担当者としての意見等があれば修得記録簿の個別サポート記載欄に記載する。

(2) 指導責任者

育成サポート対象者等が記載した修得した内容等について確認し、助言等があれば修得記録簿の個別サポート記載欄に記載する。

7 検証

(1) 警察署長等による検証

警察署長等は、修得状況について四半期ごとに検証を行い、必要に応じて適切な指導及び助言を行うこととする。

また、四半期ごとの決裁が終了した段階で、別記様式第1号及び別記様式第2号「生活安全部門許可等事務指導記録表」（以下「指導記録表」という。）原本一式を、翌月10日までに本部主管課長に送付することとする。

(2) 本部主管課担当補佐等による検証

本部主管課担当補佐等は、定期的な巡回指導等を通じて育成サポート対象者等と面接し、それぞれの指導記録表の修得記録簿にサポート内容を記載するとともに、育成期間の延長について指導責任者と協議することとする。

(3) 本部主管課長による検証

本部主管課長は、四半期ごとに警察署長から送付されたそれぞれの指導記録表の原本を確認し、育成サポート対象者等の履修状況を確認するとともに、必要に応じて本部主管課担当係員を派遣し、直接指導を行うこととする。

また、本部主管課長は、送付された指導記録表原本一式を複写し育成期間解除まで保管するとともに、決裁終了後は原本一式を各警察署に送付するものとする。

8 指定の解除

警察署長は、指導教養効果及び修得状況の確認を行い、育成サポート対象者等の育成期間が終了したと認めた場合は、本部主管課長に指導記録表の原本一式を送付し、指定の解除を報告するものとする。

指定の解除について報告を受けた本部主管課長は、指導記録表に記載されている指導教養効果及び修得状況を確認し、育成期間の延長について必要がないと判断した場合は、育成サポート対象者等の指定解除を承認するものとする。

9 指導記録表の保存

本部主管課長は、警察署長から送付された指導記録表の原本一式を10年間保存するものとする。

10 その他

(1) 警察署長、指導責任者及び指導担当者は、育成サポート対象者等を所属全体で育てるという意識の醸成と指導教養の推進に努めること。

(2) 青森警察署、八戸警察署、弘前警察署の3警察署の生活安全課に配属された1年目の新任専務員（生活安全係、少年女性安全係、保安係）に対する育成サポートについて

は、将来、許可等事務に携わった場合を想定し、必要最小限の基礎知識を修得させること。

- (3) 本部主管課長は、育成サポート対象者等の修得結果を踏まえ、今後の定期人事異動における人事構想の基礎資料として活用することとする。
- (4) 本施策については、許可等事務の後継者の育成、担当者の底辺拡大を目指すものであり、必要に応じて見直すこととする。

担当

生活安全企画課許可等事務担当室

生活安全部門許可等事務指導記録表

(重点育成サポート対象者用)

～質屋・古物営業、警備業、探偵業、風俗営業、銃砲火薬類～

サポート 対象者	係 名		階 級		氏 名		年 齢	
-------------	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

指 導 責任者	職 名	階 級	氏 名	指 導 担当者	職 名	階 級	氏 名

四 半 期 確 認

第 1 四半期	本部主管課長	次 長 等		補 佐	
	署 長	次 長 等		課 長	係長等
第 2 四半期	本部主管課長	次 長 等		補 佐	
	署 長	次 長 等		課 長	係長等
第 3 四半期	本部主管課長	次 長 等		補 佐	
	署 長	次 長 等		課 長	係長等
第 4 四半期	本部主管課長	次 長 等		補 佐	
	署 長	次 長 等		課 長	係長等

別記様式第1号（その2）

重点育成サポート対象者指導期間延長申請書					
殿			年	月	日
			指導担当者		印
重点育成サポート対象者の指導期間を延長します。					
	本部主管課長	次長等		補佐	
	署長	次長等		課長	係長等
	本部主管課長	次長等		補佐	
	署長	次長等		課長	係長等
	本部主管課長	次長等		補佐	
	署長	次長等		課長	係長等
	本部主管課長	次長等		補佐	
	署長	次長等		課長	係長等

※ 延長は四半期ごと最大4期（1年間）とする。

重点育成サポート対象者指定解除申請書					
殿			年	月	日
			指導担当者		印
修得項目を理解したと認められるので、第 四半期をもって重点育成サポート対象者の指導期間を解除します。					

生活安全部門許可等事務指導記録表

（育成サポート対象者用）

～質屋・古物営業、警備業、探偵業、風俗営業、銃砲火薬類～

サポート 対象者	係 名		階 級		氏 名		年 齢	
-------------	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

指 導 責任者	職 名	階 級	氏 名	指 導 担当者	職 名	階 級	氏 名

四 半 期 確 認

第1四半期	本部主管課長	次長等		補佐	
	署長	次長等		課長	係長等
第2四半期	本部主管課長	次長等		補佐	
	署長	次長等		課長	係長等

別記様式第2号（その2）

育成サポート対象者指導期間延長申請書					
殿			年	月	日
			指導担当者		印
育成サポート対象者の指導期間を延長します。					
	本部主管課長	次長等		補佐	
	署長	次長等		課長	係長等
	本部主管課長	次長等		補佐	
	署長	次長等		課長	係長等

※ 延長は四半期ごと最大2期(6か月間)とする。

育成サポート対象者指定解除申請書					
殿			年	月	日
			指導担当者		印
修得項目を理解したと認められるので、第 四半期をもって育成サポート対象者の指導期間を解除します。					

修 得 記 録 簿

【第 四半期】

月日	修得内容	指導・教養内容	自己 評価	個別サポート記載欄 (本部主管課担当補佐等)
月日	修得内容	指導・教養内容	自己 評価	
月日	修得内容	指導・教養内容	自己 評価	
月日	修得内容	指導・教養内容	自己 評価	
月日	修得内容	指導・教養内容	自己 評価	

【重点育成サポート対象者修得項目】

大項目	小項目	修 得 内 容
質屋・古物営業	共通	<ul style="list-style-type: none"> 各種手続の標準処理期間(期限)について 受理時における主たる営業所の確認について 各手続に関する法に定められた欠格事由について 各種照会業務に関する確認事項について 立入調査に関する確認事項について 現地調査に関する確認事項について 行政処分に係る手続について
	取得申請	<ul style="list-style-type: none"> 取得申請における基本書類の種別について 質屋、古物商、古物市場主別又は法人、個人別の申請手続について 営業開始時期(6か月以内)及び経歴(二重許可、管理者兼任等)の確認について 新規手数料の金額及び徴収手続について
	再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 亡失・滅失等による再交付申請の基本書類の種別について 再交付申請に関する手続について 再交付申請手数料の金額及び徴収手続について
	書換申請	<ul style="list-style-type: none"> 書換申請における基本書類の種別について 書換申請に関する手続について 書換申請手数料の金額及び徴収手続について
	認定申請	<ul style="list-style-type: none"> 古物競り売りあっせん業の実務の実施の方法の認定に関する基本書類の種別について 古物競り売りあっせん業の実務の実施の方法の認定に関する手続について 古物競り売りあっせん業の実務の実施の方法の認定申請手数料の金額及び徴収手続について
	届出	<ul style="list-style-type: none"> 変更における基本書類の種別について 変更に関する手続について 返納における基本書類の種別について 返納に関する手続について 競り売りに関する基本書類の種別について 競り売りに関する手続について 古物競り売りあっせん業に関する基本書類の種別について 古物競り売りあっせん業に関する手続について
警備業	共通	<ul style="list-style-type: none"> 各種手続に係る標準処理期間(期限)について 受理時における主たる営業所の確認について 各手続に関する法に定められた欠格事由について 各種照会業務に関する確認事項について 立入調査に関する確認事項について 行政処分に係る手続について
	認定申請	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請における基本書類の種別について 認定申請に関する手続について 認定申請手数料の金額及び徴収手続について
	更新申請	<ul style="list-style-type: none"> 更新申請における基本書類の種別について 更新申請に関する手続について 更新申請手数料の金額及び徴収手続について
	再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 認定証再交付申請における基本書類の種別について 資格者証再交付申請における基本書類の種別について 検定合格証明証再交付申請における基本書類の種別について 各再交付申請に関する手続について 再交付手数料の金額及び徴収手続について
	交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 警備員指導教育責任者証交付申請における基本書類の種別について 機会警備業務管理者資格者証交付申請における基本書類の種別について 各種検定合格証明書交付申請における基本書類の種別について 各交付申請に関する手続について 交付手数料の金額及び徴収手続について
	書換申請	<ul style="list-style-type: none"> 認定証書換申請における基本書類の種別について 資格者証書換申請における基本書類の種別について 検定合格証明証書換申請における基本書類の種別について 各書換申請に関する手続について 書換手数料の金額及び徴収手続について
	届出	<ul style="list-style-type: none"> 営業所設置等届出における基本書類の種別について 役員等の変更、服装・護身用具の変更等各種届出における基本書類の種別について 各届出に関する手続について

探偵業	共通	<ul style="list-style-type: none"> 各種手続に係る届出期限について 各手続に関する法に定められた欠格事由について 各種照会業務に関する確認事項について 立入調査に関する確認事項について 行政処分に係る手続について
	開始届出	<ul style="list-style-type: none"> 開始届出における基本書類の種別について 開始届出に関する手続について 開始届出手数料の金額及び徴収手続について
	変更届出	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出における基本書類の種別について 変更届出に関する手続について 変更届出手数料の金額及び徴収手続について
	再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 再交付申請における基本書類の種別について 再交付申請に関する手続について 再交付申請手数料の金額及び徴収手続について
	廃止届出	<ul style="list-style-type: none"> 廃止届出における基本書類の種別について 廃止届出に関する手続について
	返納届出	<ul style="list-style-type: none"> 返納届出における基本書類の種別について 返納届出に関する手続について
風俗営業	共通	<ul style="list-style-type: none"> 営業相談対応要領について 各種手続の標準処理期間(期限)について 申請に係る欠格事由について 各種照会関係について 行政処分に係る手続について 営業所への立ち入り及び実地調査要領
	許可申請	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請における添付書類の種別について 許可申請受理時における確認事項及び手続について 許可申請手数料の金額及び徴収手続について
	許可証書換え・再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> 許可証再交付・書換え申請における添付書類の種別について 許可証再交付・書換え申請受理時における確認事項及び手続について 許可証再交付・書換え申請手数料の金額及び徴収手続について
	特例風俗営業認定申請	<ul style="list-style-type: none"> 特例風俗営業認定申請における添付書類の種別について 特例風俗営業認定申請受理時における確認事項及び手続について 特例風俗営業認定申請手数料の金額及び徴収手続について
	臨時営業許可申請	<ul style="list-style-type: none"> 臨時営業申請における添付書類の種別について 臨時営業申請受理時における確認事項及び手続について 臨時営業申請手数料の金額及び徴収手続について
	変更承認（構造設備）	<ul style="list-style-type: none"> 変更承認申請における添付書類の種別について 変更承認申請受理時における確認事項及び手続について 変更承認申請手数料の金額及び徴収手続について
	変更承認（遊技機）	<ul style="list-style-type: none"> 変更承認申請における添付書類の種別について 変更承認申請受理時における確認事項及び手続について 変更承認申請手数料の金額及び徴収手続について
	変更承認（合併・分割・相続）	<ul style="list-style-type: none"> 変更承認申請における添付書類の種別について 変更承認申請受理時における確認事項及び手続について 変更承認申請手数料の金額及び徴収手続について
	認定申請	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請における添付書類の種別について 認定申請受理時における確認事項及び手続について 変更承認申請手数料の金額及び徴収手続について
	性風俗特殊営業届出	<ul style="list-style-type: none"> 届出申請における添付書類の種別について 届出申請受理時における確認事項及び手続について 届出確認書手数料の金額及び徴収手続について
	届出確認書の書換え・再交付	<ul style="list-style-type: none"> 届出書換え・再交付申請における添付書類の種別について 届出書換え・再交付申請受理時における確認事項及び手続について 届出書換え・再交付手数料の金額及び徴収手続について
	各種届出	<ul style="list-style-type: none"> 届出書における添付書類の種別について 届出書受理時における確認事項及び手続について
	返納・廃止届出	<ul style="list-style-type: none"> 返納・廃止届出書における添付書類の種別について 返納・廃止届出書受理時における確認事項及び手続について

銃 砲	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・銃砲の種類について ・所持することができる用途目的について ・許可の要件(人的・物的欠格事由)について ・銃砲刀剣類の所持許可等の手続の概要について ・銃砲の保管基準について ・許可の失効と取消し処分等について ・標準処理期間について ・許可事務に係る受付簿・受理簿・許可証等管理簿の運用について ・狩猟免許・狩猟者登録について ・禁止猟法・狩猟禁止区域等について ・各種照会業務に関する確認事項について
	猟銃等取扱講習の受講申込	<ul style="list-style-type: none"> ・初心者及び経験者講習の申請受理方法について ・申請期限について ・講習修了証明書の交付方法及び同証明書の有効期限について ・受講手数料について ・郵送・代理人手続について
	技能講習の受講申込	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受理方法について ・申請期限について ・通知書の交付方法について ・受講手数料について ・所持許可・更新許可に係る技能講習免除措置について ・郵送・代理人手続について
	教習資格認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受理方法について ・申請時の添付書類について ・面接・近隣調査方法について ・生活安全部長指示伺いについて ・認定証の作成・交付方法について ・申請手数料について
	技能検定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受理方法について ・申請における添付書類について ・面接・近隣調査方法について ・生活安全部長指示伺いについて ・通知書・合格証明書の作成・交付方法について ・申請手数料について
	所持許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・新規・追加申請時の添付書類について ・面接・近隣調査方法について ・生活安全部長指示伺いについて ・許可証の記載方法について ・申請手数料について ・郵送・代理人手続について
	更新申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時の添付書類について ・面接・近隣調査方法について ・ライフル銃申請の場合の生活安全部長指示伺いについて ・許可証の記載方法について ・申請手数料について
	所持許可証の書換申請	<ul style="list-style-type: none"> ・書換する場合について ・申請添付書類について ・許可証の記載方法 ・申請手数料の金額について
	所持許可証の再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付する場合について ・許可証の作成方法について ・再交付手数料について
	許可証の返納及び銃の抹消申請	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証の返納又は銃をまっ消が必要となる場合について ・申請時の添付書類について ・返納及び抹消後の銃の処理方法について

銃 砲	認知機能検査	<ul style="list-style-type: none"> ・検査が必要となる場合について ・検査の実施時期について ・検査方法について ・判定の計算方法及び点数の評価について ・検査手数料について ・受診命令について
	書換申請	<ul style="list-style-type: none"> ・講習修了証明書の書換について ・教習修了証明証及び検定合格証明書の書換について ・各書換申請に関する手続について ・書換手数料について
	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助等に従事する者の届出について ・使用人の届出について ・猟銃等保管業の届出について ・各届出に関する手続について
火 薬 類	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の種類について ・火薬類の所持について ・猟銃用火薬類の特例について ・猟銃用火薬類の所持等に係る手続きの概要について ・火薬類の廃棄(日火連の場合)について ・無許可譲受票について
	譲受許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・許可目的について ・許可が必要となる数量について ・許可証の有効期間について ・許可証の記載方法について ・手数料について
	譲渡許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡目的について ・許可数量について ・許可証の記載方法について ・許可証の有効期間について ・手数料について
	消費許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・消費目的について ・許可が必要となる場合について ・許可証の記載方法について ・許可証の有効期間について ・手数料について
	輸入許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・許可目的について ・許可が必要となる場合について ・許可証の記載方法について ・許可証の有効期間について ・手数料について
	火薬類運搬届出書(運搬証明書交付)	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書の提出を必要とする場合について ・届出書の提出期限について ・運搬証明書の記載方法 ・運搬計画に係る指導事項について ・計画変更があった場合の対応について ・手数料について

別添2

【育成サポート対象者修得項目】

大項目	小項目	修 得 内 容
質屋・古物営業	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続の標準処理期間(期限)について ・受理時における主たる営業所の確認について ・各手続に関する法に定められた欠格事由について ・各種照会業務に関する確認事項について ・立入調査に関する確認事項について ・現地調査に関する確認事項について ・行政処分に係る手続について
警備業	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続に係る標準処理期間(期限)について ・受理時における主たる営業所の確認について ・各手続に関する法に定められた欠格事由について ・各種照会業務に関する確認事項について ・立入調査に関する確認事項について ・行政処分に係る手続について
探偵業	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続に係る届出期限について ・各手続に関する法に定められた欠格事由について ・各種照会業務に関する確認事項について ・立入調査に関する確認事項について ・行政処分に係る手続について
風俗営業	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・営業相談対応要領について ・各種手続の標準処理期間(期限)について ・申請に係る欠格事由について ・各種照会関係について ・行政処分に係る手続について ・営業所への立ち入り及び実地調査要領
銃 砲	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・銃砲の種類について ・所持することができる用途目的について ・許可の要件(人的・物的欠格事由)について ・銃砲刀剣類の所持許可等の手続の概要について ・銃砲の保管基準について ・許可の失効と取消し処分等について ・標準処理期間について ・許可事務に係る受付簿・受理簿・許可証等管理簿の運用について ・狩猟免許・狩猟者登録について ・禁止猟法・狩猟禁止区域等について ・各種照会業務に関する確認事項について
火 薬 類	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類の種類について ・火薬類の所持について ・猟銃用火薬類の特例について ・猟銃用火薬類の所持等に係る手続きの概要について ・火薬類の廃棄(日火連の場合)について ・無許可譲受票について